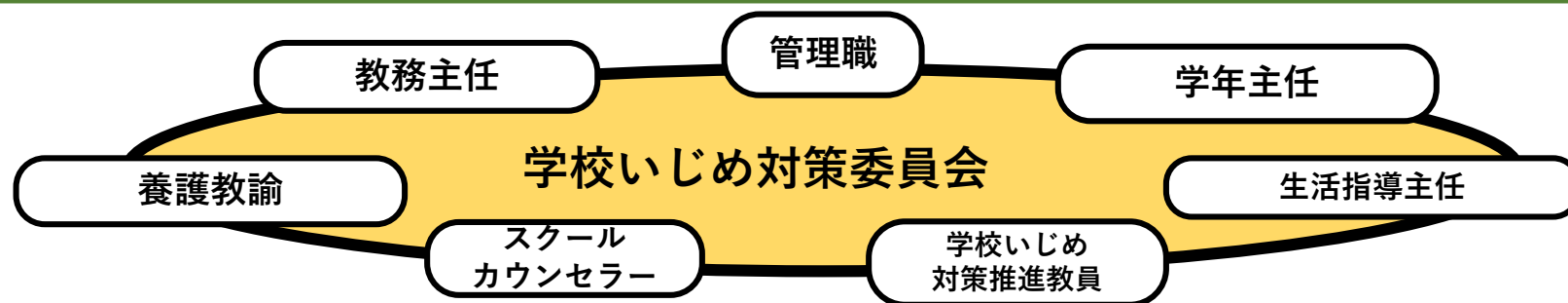


学校いじめ対策委員会とは

【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

全校において「学校いじめ対策委員会」の設置が義務付けられている



※事案に応じて、学級担任、部活動担当教員、SSW r 等を加える。

【学校いじめ対策委員会】の主な役割等

- 情報収集・共有
- いじめの認知
- 対応方針の協議
- 対応教職員への指導・助言
- 記録の保管・引継ぎ
- 「学校いじめ防止基本方針」の改訂

定例会議：いじめやいじめの疑いのある事案について、現状や対応状況の確認を主として開催する。

臨時会議：校長が必要に応じて随時、招集できる委員で開催する。

留意点

- 開催時には必ず議事録を作成する。
- 委員全員が会議に参加できない場合には、記録した会議内容を共有する。
- 迅速な対応が必要な場合には、報告を受けた管理職が、委員会開催前に対応を指示する場合もある。